

会員各位

公益社団法人日本超音波医学会  
理事長 椎名 毅**会員の皆様へお知らせ****年会費滞納者に対する資格喪失手続きについて**

定款第9条により、会費を連続して3年滞納した場合、会員資格喪失となります。会員資格喪失となった場合、本会認定資格（専門医・指導医・工学フェロー・検査士・指導検査士）も喪失となります。

令和3年1月の時点で会費を1年以上滞納となっている会員には、個別にご案内を郵送致しましたので、ご確認の上、3月末日迄にご納入下さいますようお願い致します。

なお、一旦会員資格を喪失した後の再入会は新規入会として取り扱われます。その際には、以前滞納していた分の年会費、入会金及び初年度の年会費が必要となりますのでご注意ください。

例

令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
滞納	滞納	滞納	入会金・年会費

↓  
会員資格喪失

↑  
新規入会申込

**シニア会員について**

正会員のうち3月31日の時点で65歳の方は、特段の意思表示のない限り、翌年（4月1日）からシニア会員に変更となります（シニア会員会費：11,000円）。なお、正会員としての資格継続はできません。

**会員情報変更について**

年度末は、異動・移転による勤務先・自宅の変更が多い時期となります。住所変更がなされない為、郵送物がお手元に届かない場合がございますので、変更がございましたら速やかにお手続きをお願い致します。下記のいずれかにて、ご対応下さいますようお願い致します。

**英文誌購読辞退について（準会員のみ）**

来年度から英文誌「Journal of Medical Ultrasonics」購読辞退を希望の場合、**令和4年3月31日迄に**、『英文誌購読辞退届』をE-mail・Faxにて本会事務局までご提出下さいますようお願い致します。

**退会届について**

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までの1年間となっております。本年度（令和3年度：令和3年4月1日から令和4年3月31日）をもって退会を希望される方は、**令和4年3月31日迄に**、下記により『退会届』を本会事務局までご提出下さいますようお願い致します。

令和4年3月31日迄に、会員様から退会届の提出がない場合、翌年度も継続して会員となります。

## 記

### <手続き方法>

1. 本会ウェブサイトの「会員ページ」にログインの上、手続きを行う。  
※ パスワードが必要です。※ 改姓のご連絡は下記 2 ないし 3 の方法でお願い致します。
2. 本会ウェブサイトの「お問い合わせ」にアクセスし、手続きを行う。
3. お手紙（お葉書）を用い郵送にて手続きを行う。  
※ 事務局宛に E-mail・Fax も可能

以上

[問合せ・連絡先] 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-23-1 お茶の水センタービル 6 階  
公益社団法人日本超音波医学会 FAX. 03-5297-3744 E-mail. office@jsum.or.jp